

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

以下は、アピオ甲府の貸会議室の使用におけるガイドラインである。

### 【3 密の回避】

#### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 1) ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしており、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 2) 宴会場に外気を取り込む為、空調設備を常時稼働させ強制排気を行い、室内の空気を循環させて換気量を確保する。
- 3) 排気設備のない会場については、30分に1回、5分程度、2方向の扉を全開にし空気を循環させる。

#### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 1) 全ての催しは予約制であるため出席人数に応じた会場レイアウトを事前に作成し、最低1m以上、可能なら2mの対人距離を確保する。
- 2) 展示会やガイダンスは一人当たりの専有面積を最低3㎡として会場内の人数を制限する（参考 展示会・ガイダンス施行における会場別人数制限のとおり）。事前に参加者名簿などにより、入場者数が把握できない場合は、会場の入口に人員を配置し、カウンター計数機により入・退場者数をカウントし、制限人数を超えないように入場規制を行う。入場規制が必要となり、会場外での待機が必要となる場合に備え、入口付近の床面へ1m以上の間隔でテープを貼付するなどして、密接を避ける措置を講じる。

※会場別の入場制限（各会場の上限人数など）を施設ホームページへ提示。

- 3) 同日に複数の催しが行われる場合は施行ごとにフロアを分け、同時間でスケジュールが重ならないよう時間調整（最低30分の間隔を空ける）を行い、ロビー・トイレなどの共有スペースの密集を回避する。

#### 3 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- 1) 四方の席を最低1m以上、可能なら2mの対人距離を確保する。
- 2) 人と人が対面する受付カウンターでは、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 3) 近距離での会話や発声を避けるため会場内の音量は最小限にする。

## 【その他の感染防止対策】

### 4 マスクの着用

- 1) マスク着用について、従業員及び関係業者が遵守するとともに、利用者にも施設ホームページ及びロビーへの掲示により周知する。

### 5 手洗い・手消毒

- 1) 従業員が入館の際、社内衛生規定により外出後の入館の度に手洗いと手指消毒を実施。
- 2) 接客にたずさわる従業員は携帯消毒液を携帯し、手指消毒とエレベーターボタン・ドアノブ等、共有スペース接触部分の使用後の消毒を徹底する。
- 3) ロビー・宴会場・挙式場の入口に消毒液を設置。入館時には従業員によるお客様への消毒液噴霧を実施。
- 4) 館内の全てのトイレにはハンドソープと消毒液を設置。ハンドドライヤーを禁止し、手洗い後の拭取りはペーパータオルを設置し対応。
- 5) マスク着用と手洗い・手指消毒を周知する案内表示をロビーに設置し実施を促す。

### 6 体調チェック

- 1) 従業員に対して日々の検温と入社時の体調確認の実施。発熱（平熱より 1 度以上）や体調不良や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- 2) 来館者に対して、発熱（平熱より 1 度以上）や体調不良や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入館しないようにロビーに案内表示を設置するとともに、館内 3 カ所の入口を施行状況により 2 カ所もしくは 1 カ所にしぼり、原則として入口で入場者への体調確認を行う。検温を忘れた来館者に対しては入口に非接触型体温計を設置し、検温を行うよう呼び掛ける。

### 7 トイレの衛生管理

- 1) 不特定多数が接触する場所は、清掃委託業者が 1 日に 3 回清掃・消毒を行う。  
便座・スイッチ・洗浄レバー 等
- 2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すように案内表示をする。
- 3) 館内の全てのトイレにはハンドソープと消毒液を設置。ハンドドライヤーを禁止し、手洗い後の拭取りはペーパータオルを設置し対応。

## 8 休憩スペースのリスク軽減

- 1) ロビーに配置している長椅子の両端に使用不可の表示を置き、利用できる人数を1名とし、椅子の4割を撤去する。椅子・テーブルの間隔を最低1m以上、可能なら2m空けて配置する。
- 2) 椅子・テーブルは施行前後とお客様が使用の度に清拭消毒を実施する。
- 3) 1F喫茶店では、入店時の手指消毒の実施と30分に1回、5分程度、2方向の扉を全開にし換気を行い、密閉を回避し、密集とならないよう、椅子、テーブルの間隔を最低1m以上（可能なら2m）空けて配置する。椅子・テーブルはお客様が使用の度に清拭消毒を実施する。

## 9 屋外喫煙スペースの使用制限

- 1) 屋外喫煙スペースについては、喫煙スペースの利用人数を4人に制限し、一度に利用する人数を減らす。また、密集及び、対面での会話を避けるよう喫煙所に案内表示を設置する。

## 10 清掃・消毒

- 1) 他人と共有する物品や複数の人の手が触れる場所は、施行前後の清拭消毒を実施する。施行中はお客様の動きにあわせて随時、清拭消毒する。  
エレベーターボタン・ドアノブ・手すり・テーブル 等
- 2) 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して処分し、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんでの手洗いを徹底する。
- 3) 使用済みのテーブルクロスとおしぼり等のリネン物は、専用の回収袋またはビニール袋に密閉して保管し、専用業者が回収する。

## 11 施設ごとの注意点等

- 1) ブッフェ形式や卓盛りで料理を提供する場合には、小皿での提供や従業員による取り分けを行うこととし、利用者による取り分けを行う場合は、マスク着用のうえ、不特定多数が接触するものを減らす。また利用者向けの使い捨て手袋を用意し、トングや箸を共有せず、料理をカバー等で保護する。

### 【注意点等】

- 1) 全サービススタッフは、提供する料理の度に消毒液での手指消毒を行う。
- 2) お客様がお使いになる食器やグラス類のアルコール消毒の実施。
- 3) 料理提供が伴う場合の座席配置については1m以上、可能なら2mの対人距離を確保しお客様同士の間隔を空け、向かい合いにならないようにする。

- 4) お客様に対し、お酌、グラスやお猪口の回しのみは避けること、また、大声を發する余興等については控えてもらうよう要請する。
- 5) エレベーターは、乗降口に従業員を配置して1度の利用人数を4名に制限し、かご内部の四隅を利用する。また、エレベーターに同内容を掲示する。
- 6) 接触感染防止の観点からバンケットで使用するマイクは、使用者が変わる度にアルコール消毒や差し替えを行う。

## 12 その他

- 1) 当社ホームページにガイドラインの内容を掲載し利用者に周知する。また、利用者に対して、貸出予約時にガイドラインの説明を行う。

## 13 チェックリストの作成・確認

- 1) ガイドラインを遵守していることを確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うとともに、県にチェックリストを定期的に(週1回程度)報告する。

展示会・ガイドンス施行における会場別人数制限

	階数	会場名	平米(m <sup>2</sup> )	上限人数
本館	1階	吉兆	725	241
		寿	434	144
		錦	281	93
	2階	平安	437	145
		扇	248	82
		栄	192	64
		玉宝	278	92
	3階	孔雀	281	93
		富士	188	62
王朝		294	98	
タワー館	4階	光華	699	233
		祥華 2/3	410	136
		祥華 1/2	341	113
		吉光 1/2	341	113
		吉光 1/3	271	90
	6階	サボイ 2/3	410	136
		キャッスル 1/3	271	90
	12階	ブレークス	196	65

※展示会やガイドンスは一人当たりの専有面積を最低 3 m<sup>2</sup>として会場内の人数を制限する。